

令和7年 第1回
士幌町議会定例会

説 明 資 料

令和7年3月7日

主要行事経過概要

(令和6年12月6日～令和7年3月6日)

課	年月日	行 事 名	附 記
総務課	6. 12. 16	士幌町功労者選考委員会	
	19	指名委員会	
	7. 1. 5	西上地区新年研修会	
	6	士幌町功労者表彰式並びに新年交礼会	
	8	佐倉地区新年会・中士幌地区新年会	
	9	上居辺地区新年会・士幌南地区新年会	
	10	中音更地区新年三世代交流会・士幌北地区新年会	
	10	建設工事入札	
	11	下居辺地区公民館新年交礼会	
	20	士幌南福寿会新年交礼会	
	2. 7	上居辺地区宿泊研修会	
12	男女共同参画審議会		
地域戦略課	6. 12. 7	美濃市歓迎懇談会	
	8	士幌町・美濃市姉妹都市提携30周年記念事業「士幌の空」公演	
	7. 1. 6	地域おこし協力隊辞令交付	
	27	第1回士幌町空家等対策協議会	
	29	第3回士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会	
	2. 3	第17回地方創生総合戦略本部会議	
10	第15回士幌町地方創生推進会議		
町民課	6. 12. 24	第2回北十勝2町環境衛生処理組合議会定例会	上 士 幌 町
	7. 1. 6	交通安全祈願祭	
	2. 6	運転免許証自主返納臨時窓口開設	
	20	国民健康保険運営協議会	
	3. 6	固定資産評価審査委員会	
保健福祉課	6. 12. 10	巡回型健診(～12日)	
	14	認知症予防講演会	
	17	要保護児童推進協議会実務者会議	
	24	民生児童委員協議会定例会	
	26	子ども料理教室	
	7. 1. 30	民生児童委員協議会・社会福祉協議会合同研修会	
	2. 19	出産祝い金贈呈	
	21	保健医療福祉総合推進協議会	
	27	民生児童委員協議会定例会	
	27	出産祝い金贈呈	
	3. 4	100歳敬老祝い記念品贈呈	
4	出産祝い金贈呈		

課	年 月 日	行 事 名	附 記
産 業 振 興 課	7. 1. 4 10 21 31 31 31 31 2. 14	令和7年 十勝家畜商業協同組合士幌支部定期総会 令和6年度 永年勤続商工従業員表彰式 士幌町馬事振興会定期総会 士幌町酪農振興基金運用委員会 士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会 士幌町農業振興基金運用委員会 士幌町農業振興人材育成基金運用委員会 令和6年度 士幌町肉牛振興会 枝肉共励会	
建設 課	7. 2. 20	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
幼 児 教 育 課	6. 12. 9 7. 2. 25	第3回子ども・子育て会議 第4回子ども・子育て会議	
病 院	6. 12. 21 25 7. 1. 14	新型コロナワクチン休日接種 インフルエンザ追加予防接種 道内三医大表敬訪問	
特 養	6. 12. 11 7. 1. 29 2. 28	第7回士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会 第8回士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会 第9回士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会	
監 査 事 務 局	6. 12. 20 7. 1. 22 2. 20 28	例月出納検査 例月出納検査 例月出納検査 北海道町村等監査委員協議会第78回定例大会	札 幌 市
農 業 委 員 会	6. 12. 6 18 19 20 7. 1. 10 10 17 2. 7 7 14 26	第18回農業委員会総会 令和6年度市町村農業委員会活動強化研修会 令和6年度全道農業者年金研究会 第7回農地小委員会、あっせん会 第19回農業委員会総会 士幌町農業者年金協議会第1回加入推進対策会議 令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会 第20回農業委員会総会 士幌町農業者年金協議会第2回加入推進対策会議 十勝農業委員会連合会会長・代理・事務局長研修会 農業委員・地区農用地利用調整協議会会長会議	札 幌 市 札 幌 市 幕 別 町 帯 広 市
教 育 課	6. 12. 19 23 23 25	校長会 第3回社会教育委員会議 第12回教育委員会定例会 第2回スポーツ推進委員会議	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
教 育 課	6. 12. 26	冬休み学習サポート塾(～27日)	
	7. 1. 6	第28回新春書初め大会・ロビー展(～20日)	
	11	第48回土幌町民スケート大会	
	12	土幌町はたちの集い	
	18	第40回全十勝スピードスケート土幌大会	
	20	校長会	
	27	第1回教育委員会定例会	
	27	第1回総合教育会議	
	2. 16	第28回下の句かるた大会	
	21	第4回社会教育委員会議	
	25	校長会	
	25	第2回教育委員会定例会	
高 等 学 校	6. 12. 10	土幌町議会本会議傍聴(2学年)	
	24	冬季休業(～1月16日)	
	7. 2. 4	大雪による臨時休業(～7日)	
	10	推薦入学者選抜	
	19	写真研究同好会卒業展示会(～23日)	帯 広 市
	28	同窓会入会式	
	3. 1	第72回卒業証書授与式	
4	一般入学者選抜(～5日)		
消 防 課	6. 12. 26	消防団歳末警戒激励町長訪問	
	7. 1. 6	土幌消防出初式	
	30	令和6年度第1回ブロック会議	音 更 町
	2. 2	土幌消防団教育訓練	
	10	令和6年度第3回参事等会議	帯 広 市
	13	令和6年度消防団上級幹部研修会	音 更 町
	14	令和6年度第1回正副組合長会議	帯 広 市
	26	令和7年第1回一部事務組合議会(定例会)	帯 広 市

定住自立圏の形成に関する協定書 新旧対照表

新		旧	
第1条～第7条 (略) 別表第1 (第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野 1 医療 (1) 救急医療体制等の確保		第1条～第7条 (略) 別表第1 (第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野 1 医療 (1) 救急医療体制等の確保	
取組内容 圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者を適切な救急医療機関の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	甲の役割 ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	取組内容 圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者を適切な救急医療機関の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	甲の役割 ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。
(2) 地域医療体制の充実		(2) 地域医療体制の充実	
取組内容 圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	甲の役割 ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決	取組内容 圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	乙の役割 ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療

新		旧	
	に向け、乙と連携して取組をすすめる。		に向け、乙と連携して取組をすすめる。
	療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。		療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。
2 福祉	(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進	2 福祉	(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進
取組内容	甲の役割	取組内容	甲の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。
	乙の役割		乙の役割
	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。		地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。
(2) 保育所の広域入所の充実	(2) 保育所の広域入所の充実	(2) 保育所の広域入所の充実	(2) 保育所の広域入所の充実
取組内容	甲の役割	取組内容	甲の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの実施を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの実施を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。
	乙の役割		乙の役割
	保育サービスの実施を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。		保育サービスの実施を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

新		旧	
(3) 高齢者の生活支援体制の構築			
取組内容	甲の役割	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークや、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークや、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。
3 教育			
(1) 図書館の広域利用の促進			
取組内容	甲の役割	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の情報向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の情報向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組みむとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

新		旧	
(2) 生涯学習の推進			
取組内容	甲の役割	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。
(3) スポーツ大会等の誘致			
取組内容	甲の役割	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境に於いての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。 イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。 イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。 イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。

新		旧	
4 産業振興	4 産業振興	(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進	(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進
取組内容	取組内容	甲の役割	甲の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。
乙の役割	乙の役割	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。
(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進	(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進	甲の役割	甲の役割
取組内容	取組内容	乙の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	ア 「フードバレーとかち」を推進するた め、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産 業都市構想に基づ き、バイオマスの利 活用を甲と連携して 推進する。	ア 協議会に参画する とともに、「フードバ レーとかち」に関す る取組を甲と連携し て推進する。 イ 十勝バイオマス産 業都市構想に基づ き、バイオマスの利 活用を甲と連携して 推進する。

新		旧	
	活用を乙と連携して推進する。		活用を乙と連携して推進する。
(3) 企業誘致の推進			
取組内容	甲の役割	乙の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。
(4) 中小企業勤労者の福祉向上			
取組内容	甲の役割	乙の役割	乙の役割
とから勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

新		旧	
(5) 広域観光の推進			
取組内容	甲の役割	乙の役割	
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどをを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	ア <u>圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</u> イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。	ア <u>圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</u> イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。	
(6) 農業振興と担い手の育成			
取組内容	甲の役割	乙の役割	
営農技術など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連	
(5) 広域観光の推進			
取組内容	甲の役割	乙の役割	
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどをを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	ア <u>帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</u> イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。	ア <u>十勝観光連盟の事業に参画する。</u> イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。	
(6) 農業振興と担い手の育成			
取組内容	甲の役割	乙の役割	
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連	

新		旧	
<p>域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。</p>	<p>絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p>	<p>域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。</p>	<p>に、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p>
(7) 鳥獣害防止対策の推進			
<p>取組内容</p> <p>被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、<u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。</u></p>	<p>甲の役割</p> <p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。 イ <u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。</u></p>	<p>取組内容</p> <p>被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。</p>	<p>乙の役割</p> <p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。 イ <u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。</u></p>
(7) 鳥獣害防止対策の推進			
<p>取組内容</p> <p>被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。</p>	<p>甲の役割</p> <p>鳥獣害防止対策に関する情報交換を図る関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。</p>	<p>取組内容</p> <p>被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。</p>	<p>乙の役割</p> <p>鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。</p>

新		旧			
5 環境	(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築	5 環境	(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。	脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。	環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。
6 防災	(1) 地域防災体制の構築	6 防災	(1) 地域防災体制の構築		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。	圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の要旨	
目的	<p>刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行され、「懲役」及び「禁固・禁錮」の廃止に伴い、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されることとなった。</p> <p>この法改正に伴い、本町の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮・禁固」について、「拘禁刑」への改正を行う。</p>
概要	<p>1 主な改正内容 懲役・禁錮・禁固を拘禁刑へ改正する。 ＜該当条例＞</p> <ul style="list-style-type: none">①職員の給与に関する条例②土幌町表彰条例③土幌町消防団条例④土幌町個人情報保護法施行条例⑤土幌町議会の個人情報の保護に関する条例 <p>2 施行期日 令和7年6月1日</p> <p>※罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けている。</p>

職員給与に関する条例（昭和31年条例第20号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至</p>

改正案	現行
<p>った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

土幌町表彰条例（平成12年条例第10号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(雑則) 第8条 第2条の規定に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から当該刑期の3倍に相当する期間又はその執行猶予を受けることがなくなった日から当該期の1.5倍に相当する期間を経過しない者</p>	<p>(雑則) 第8条 第2条の規定に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>禁錮刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から当該刑期の3倍に相当する期間又はその執行猶予を受けることがなくなった日から当該期の1.5倍に相当する期間を経過しない者</p>

議案第6号 説明資料（第3条関係）

土幌町消防団条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(欠格事項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

土幌町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、特定の旧個人情報を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公文書に記録されている旧個人情報を用いてこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、特定の旧個人情報を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公文書に記録されている旧個人情報を用いてこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 (略)</p>

土幌町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人情報の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人情報の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(議案第7号 説明資料)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の要旨	
目 的	地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、第243条の2の7が新設されることとなり条ずれが生じたことから、本町の条例中で影響のある条例の改正を行う。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>地方自治法に特定歳入等の収納が追加されたことによる、条ずれ。</p> <p><該当条例></p> <ul style="list-style-type: none">①土幌町監査委員条例②土幌町国民健康保険病院事業条例③土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例④土幌町下水道事業の設置等に関する条例 <p>2 施行期日</p> <p>公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

議案第7号 説明資料（第1条関係）

土幌町監査委員条例（平成8年条例第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(請求、要求又は委任による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、次の各号に掲げる監査の請求、要求又は委任があつたときは、すみやかに監査に着手しなければならない。</p> <p>(1) 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は第243条の2の9第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）の規定による監査の請求を含む。）の規定による監査の請求</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(請求、要求又は委任による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、次の各号に掲げる監査の請求、要求又は委任があつたときは、すみやかに監査に着手しなければならない。</p> <p>(1) 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）の規定による監査の請求を含む。）の規定による監査の請求</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第7号 説明資料（第2条関係）

士幌町国民健康保険病院事業条例（平成20年条例第13号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議案第7号 説明資料（第3条関係）

士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和6年条例第12号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議案第7号 説明資料（第4条関係）

士幌町下水道事業の設置等に関する条例（令和6年条例第13号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	令和4年度から医療費の助成を受けることができる対象者を高校生まで拡大している。対象者の拡大に伴い、条例名等を対象者の範囲に適した「乳幼児等」から「子ども」に文言を改めるほか、償還払いによる助成の申請期間について、長の裁量要件を加えるため、改正するもの。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 題名の改正 「士幌町子ども医療費の助成に関する条例」に改正する。</p> <p>(2) 条例内にある「乳幼児等」を「子ども」に改正する。</p> <p>(3) 償還払いによる助成の申請期間について、「町長が認める場合を除き」を加える。</p> <p>2 施行期日 令和7年8月1日 ※償還払いによる助成の申請期間に係る改正については、公布の日から施行する。</p>

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成2年条例第3号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>士幌町子ども 医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども の保護者に対し、子ども に係る医療費の一部を助成することにより、子ども の保健の向上を図り、もって子ども の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、子ども の親権を行う者、後見人その他の者で現に子ども を監護する者をいう。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する保護者の子ども とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する子ども は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている子ども</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は別に定める施設に入所し、医療の給付を受けている子ども</p> <p>(3) (略)</p>	<p>士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等の保護者に対し、乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の保健の向上を図り、もって乳幼児等の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「乳幼児等」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する保護者の乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する乳幼児等は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている乳幼児等</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は別に定める施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等</p> <p>(3) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(4) 土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)の規定による医療費の助成を受けることができる<u>子ども</u>(助成の範囲等)</p> <p>第7条 助成の額は、医療費から基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。この場合において、土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定により助成を受けることができる<u>子ども</u>については、同条例の規定の適用を優先し、同条例の規定により助成を受けた額を医療費から控除して得た額の額の算定対象とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(償還払いによる助成)</p> <p>第8条の2 町長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず別に定める手続により、助成する額を保護者に支払うことができる。ただし、保護者からの助成申請に基づき行う場合の申請期間については、<u>町長が認める場合を除き</u>医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。</p>	<p>(4) 土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)の規定による医療費の助成を受けることができる<u>乳幼児等</u>(助成の範囲等)</p> <p>第7条 助成の額は、医療費から基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。この場合において、土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定により助成を受けることができる<u>乳幼児等</u>については、同条例の規定の適用を優先し、同条例の規定により助成を受けた額を医療費から控除して得た額の額の算定対象とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(償還払いによる助成)</p> <p>第8条の2 町長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず別に定める手続により、助成する額を保護者に支払うことができる。ただし、保護者からの助成申請に基づき行う場合の申請期間については、<u>医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。</u></p>

<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の要旨</p>	
<p>目 的</p>	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を令和7年度末までに目指すとされている。システムの統一・標準化に伴い、「住登外者宛名番号管理機能」を実装する場合には、個人番号の独自利用と同様に条例で規定する必要があることが国から通知されたところである。</p> <p>上記に伴う改正を行うとともに、土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の改正に対応するため、条例を改正するもの。</p> <p>※「住登外者宛名番号管理機能」 住登外者を地方公共団体内で特定する住登外者宛名番号を付番及び管理するための機能</p>
<p>概 要</p>	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報(住登外者宛名情報)に関する規定の追加</p> <p>(2) 土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の改正に伴う文言の整理</p> <p>(3) その他文言の整理</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年8月1日</p> <p>※土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の施行日に合わせることをとする。</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年条例第46号）

新旧対照表

改正案		現 行	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの	6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの
7 町長	子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	7 町長	乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの

改正案		現行	
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	10 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの		
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2（第4条関係）			
機関	事務	機関	事務
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施する事務

改正案		現行	
	<p>る事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの</p>		<p>施している事務であって規則で定めるもの</p>
7 町長	<p>子ども等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>票関係情報又は住登外者宛名情報</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報、医療保険給付関係情報又は土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報</p>	7 町長	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報または土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報</p>
8 町長	<p>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度及びひとり親医療費関係情報」という。）</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報又は土幌町子ども医療費の助成に関する条例による子</p>	8 町長	<p>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報または土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する情報</p>

改正案		現行	
		<p>子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、年金給付関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、重度及びひびとり親医療費関係情報又は子ども医療費関係情報</p>	
9 町長	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>		

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報又は就学支援金の

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報又は就学支援金の

議案第9号 説明資料

		改正案		現行
3	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	支給に関する情報 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの

<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の要旨</p>	
<p>目 的</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児、介護等による休暇の取得要件を緩和する。</p>
<p>概 要</p>	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例 (第1条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第4条の4<ul style="list-style-type: none">～ 育児を行う職員の時間外勤務を、本人の申し出により制限をするもので、これまでは、3歳未満の子を持つ親に限られていたが、育児と同じく小学校就学前までの子を持つ親まで拡大するもの。・ 第12条<ul style="list-style-type: none">～ 文言整理・ 第12条の3 (新設)<ul style="list-style-type: none">～ 介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護を両立させることを目的とした、意向確認の面談等の措置を講じる旨を規定する。 <p>(2) 職員の育児休業等に関する条例 (第2条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第20条<ul style="list-style-type: none">～ 法の改正に伴う引用条項の整理 <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>

職員の仕事時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項の規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に達しない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項の規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>

改正案	現行
<p>(介護休暇)</p> <p>第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第12条の3第1項</u>において「<u>配偶者等</u>」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者</p> <p>_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	職員の年次有給休暇や特別休暇取得の整理期間を暦年（1月～12月）から年度（4月～3月）に改める。年度で整理することで、休暇の取得状況の正確な把握や、休暇の法定取得義務の順守につなげる。
概 要	<p>1 主な改正内容 年次有給休暇は、毎年1月1日に最大20日間付与されていたが、毎年4月1日に付与する。</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日 ※令和7年4月1日に新たに年次有給休暇を5日付与することで、不利益が生じないようにする。 ※20日/12カ月×3カ月＝5日</p> <p>3 その他 規則で定められている特別休暇についても同様の整理を行う。</p>

職員勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、士幌町以外の地方公共団体の職員、国家公務員その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるもの（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、士幌町以外の地方公共団体の職員、国家公務員その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるもの（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>

士幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例の要旨	
目 的	士幌町社会福祉委員会の委員は、実質的に民生委員・児童委員が担っており、役割を整理するため、条例を廃止するもの。
概 要	<p>1 主な廃止内容 士幌町社会福祉委員会委員と民生委員・児童委員の役割の整理に伴う条例の廃止</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の要旨	
目 的	<p>国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」の提言等を踏まえ、「学校部活動及び地域クラブの在り方等に関する総合ガイドライン」が示され、学校における部活動の地域展開に係る取り組みの検討が必要である。</p> <p>少子化の中にあっても、将来にわたって、士幌町の子どもがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域が主体となって、持続可能な活動ができるような組織を整備するための協議を行うため、条例を制定するもの。</p>
概 要	<p>1 主な制定内容</p> <p>本町における学校部活動地域展開に関し、準備会の目的を定め、並びに、組織体制等を明らかにするとともに、部活動地域展開について基本となる事項を定めるもの。</p> <p>特に、第3条の所掌事務については、具体的な協議事項を示し、準備会での協議の円滑化を図るものとなっている。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>

報酬に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	<p>次の理由により、報酬条例別表への新規追加、改正及び削除を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 現行の農業委員報酬額に、農業委員の活動日数の実績に対し加算額を算定し、農地利用最適化交付金の範囲内で支払いを行う規定を追加する改正② 土幌町社会福祉委員会の廃止に伴う項目の削除③ 土幌町学校部活動地域展開準備会の設置に伴う項目の新規追加
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none">①農業委員 会長「月額 56,000 円」、会長職務代理者「月額 40,000 円」、委員「月額 36,000 円」の次に「及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額」をそれぞれ加える。②土幌町社会福祉委員会 削除③土幌町学校部活動地域展開準備会 委員 日額 6,000 円 <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>

改正案		現行	
投票所の投票管理者	日額 8,000円	投票所の投票管理者	日額 8,000円
投票所の投票管理者職務代理人	日額 7,000円	投票所の投票管理者職務代理人	日額 7,000円
期日前投票所の投票管理者	日額 8,000円	期日前投票所の投票管理者	日額 8,000円
期日前投票所の投票管理者職務代理人	日額 7,000円	期日前投票所の投票管理者職務代理人	日額 7,000円
開票管理者	日額 8,000円	開票管理者	日額 8,000円
開票管理者職務代理人	日額 7,000円	開票管理者職務代理人	日額 7,000円
選挙立会人	日額 7,000円	選挙立会人	日額 7,000円
投票所の投票立会人	日額 7,000円	投票所の投票立会人	日額 7,000円
期日前投票所の投票立会人	日額 7,000円	期日前投票所の投票立会人	日額 7,000円
開票立会人	日額 7,000円	開票立会人	日額 7,000円
社会教育委員	議長	社会教育委員	議長
	委員		委員
国民健康保険運営協議会	会長	国民健康保険運営協議会	会長
	委員		委員
士幌町公民館運営審議会	委員長	士幌町公民館運営審議会	委員長
	委員		委員
士幌町防災会議委員	日額 6,000円	士幌町防災会議委員	日額 6,000円
士幌町国民保護協議会委員	日額 6,000円	士幌町国民保護協議会委員	日額 6,000円
士幌町特別職報酬等審議会	会長	士幌町特別職報酬等審議会	会長
	委員		委員
士幌町環境審議会	会長	士幌町環境審議会	会長
	委員		委員
民生委員推薦会	委員長	士幌町社会福祉委員会	委員長
	委員		委員

改正案		現行	
士幌町農業振興基金運用委員会委員	日額 6,000円	民生委員推薦会 委員長	日額 7,000円
士幌町功労者選考委員 委員長	日額 7,000円	委員	日額 6,000円
会 委員	日額 6,000円	士幌町農業振興基金運用委員会委員	日額 6,000円
士幌町町民会議 議長	日額 7,000円	士幌町功労者選考委員 委員長	日額 7,000円
委員	日額 6,000円	委員	日額 6,000円
士幌町教育支援委員会 委員長	日額 7,000円	士幌町町民会議 議長	日額 7,000円
委員	日額 6,000円	委員	日額 6,000円
士幌町学校給食センター 委員長	日額 7,000円	士幌町教育支援委員会 委員長	日額 7,000円
一運営委員会 委員	日額 6,000円	委員	日額 6,000円
建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会委員	日額 6,000円	士幌町学校給食センター 委員長	日額 7,000円
士幌町行政改革推進委員会 会長	日額 7,000円	一運営委員会 委員	日額 6,000円
委員	日額 6,000円	建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会委員	日額 6,000円
士幌町農業振興人材育成基金運用委員会委員	日額 6,000円	士幌町行政改革推進委員会 会長	日額 7,000円
士幌町公共料金等審議会 会長	日額 7,000円	委員	日額 6,000円
会 委員	日額 6,000円	士幌町農業振興人材育成基金運用委員会委員	日額 6,000円
士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員	日額 6,000円	士幌町公共料金等審議会 会長	日額 7,000円
士幌町酪農振興基金運用委員会委員	日額 6,000円	委員	日額 6,000円
士幌町農地等交換分合事業推進委員会委員	日額 6,000円	士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員	日額 6,000円
スポーツ推進委員 委員長	日額 7,000円	士幌町酪農振興基金運用委員会委員	日額 6,000円
委員	日額 6,000円	士幌町農地等交換分合事業推進委員会委員	日額 6,000円
士幌町懲戒審査委員会 委員長	日額 7,000円	スポーツ推進委員 委員長	日額 7,000円
委員	日額 6,000円	委員	日額 6,000円

改正案		現行	
土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業 業利用判定等会議委員	日額 6,000円	土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員 会委員	日額 6,000円
土幌町地域ケア会議委員	日額 6,000円	土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業 業利用判定等会議委員	日額 6,000円
土幌町農業委員会候補者評価委員会	日額 6,000円	土幌町地域ケア会議委員	日額 6,000円
土幌町開町記念事業検討委員会	日額 6,000円	土幌町農業委員会候補者評価委員会	日額 6,000円
土幌町ゼロカーボンシ アドバイザー	日額 10,000円	土幌町開町記念事業検討委員会	日額 6,000円
ティ推進協議会 委員	日額 6,000円	土幌町ゼロカーボンシ アドバイザー	日額 10,000円
土幌町学校部活動地域展開準備会委員	日額 6,000円	ティ推進協議会 委員	日額 6,000円
その他の非常勤職員	毎年度予算の定めるところによる。	その他の非常勤職員	毎年度予算の定めるところによる。
備考	<p>1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。</p> <p>2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間以上9時間未満の場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。</p> <p>3 日額報酬のうち1回の要務時間が9時間以上の場合、標記金額に2を乗じた額とする。</p> <p>4 研修参加に伴う報酬は、支給しない。</p> <p>5 土幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、土幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、備考1から備考3の規定は適用しない。</p>	備考	<p>1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。</p> <p>2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間以上9時間未満の場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。</p> <p>3 日額報酬のうち1回の要務時間が9時間以上の場合、標記金額に2を乗じた額とする。</p> <p>4 研修参加に伴う報酬は、支給しない。</p> <p>5 土幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、土幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、備考1から備考3の規定は適用しない。</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨													
目的	国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に基づき、給料表の改定及び扶養手当の支給要件等の改正を行う。												
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定 3級～6級の給料表について、初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額を引き上げる。 ※早期の昇格時などの給与を改善する。</p> <p>(2) 扶養手当 配偶者の手当を廃止し、子の手当を拡大する。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td>6,500円</td><td>3,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>子ども</td><td>10,000円</td><td>11,500円</td><td>13,000円</td></tr></tbody></table> <p>※令和7年度は経過措置</p> <p>(3) 管理職特別勤務手当の支給要件の拡大 災害等の対応のため管理職員が平日の正規の勤務時間外に勤務した場合、従前は午前0時から午前5時を対象としていたものを、午後10時から午前5時に拡大する。</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>		R6	R7	R8	配偶者	6,500円	3,000円	0円	子ども	10,000円	11,500円	13,000円
	R6	R7	R8										
配偶者	6,500円	3,000円	0円										
子ども	10,000円	11,500円	13,000円										

職員給与に関する条例（昭和31年条例第20号）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（扶養手当）</u> 第7条（略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	<p><u>（扶養手当）</u> 第7条（略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p>
<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

改正案	現 行
<p>第8条 削除</p>	<p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は、職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用す</p>

改正案	現行
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理または監督の複雑、困難及び責任の度の高い職員として規則で指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第12条の2第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲において規則で定める額</p>	<p>る。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>全</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理または監督の複雑、困難及び責任の度の高い職員として規則で指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第12条の2第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>る。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間を考慮して規則</p>

改正案		現 行											
_____		_____											
(2) (略)		_____											
4 (略)		_____											
別表第1 (第3条関係)		_____											
行政職給料表		行政職給料表											
号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	職務の級 号給	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700

改正案										現行									
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500							
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000							
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600							
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000							
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600							
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200							
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700							
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600							
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500							
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400							
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200							
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700							
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500							
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200							
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800							
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500							
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900							
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300							
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700							
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100							
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300							
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500							
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500							
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600							

改正案										現行									
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800						
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900						
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000						
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700						
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400						
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100						
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800						
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400						
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000						
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500						
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900						
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300						
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500						
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800						
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100						
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400						
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700						
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000						
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300						
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500						
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800						
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100						
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400						
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600						

改正案										現行									
66		250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67		250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68		250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69		250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70		251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71		251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72		251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73		252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
74		252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75		252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76		253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77		253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78		253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79		253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80		254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81		254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82		254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83		255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84		255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85		255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86		256,000	297,100	346,000	386,600					256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
87		256,300	297,400	346,400	387,000					256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88		256,600	297,700	346,800	387,400					256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89		256,900	298,000	347,000	387,700					256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					

改正案										現行									
90		257,200	298,300	347,400	388,200					257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
91		257,500	298,600	347,800	388,600					257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92		257,800	299,000	348,200	389,000					257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93		258,100	299,200	348,400	389,300					258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94			299,400	348,800	389,800						299,400	347,400	386,600						
95			299,700	349,200	390,200						299,700	347,800	387,000						
96			300,100	349,500	390,600						300,100	348,200	387,400						
97			300,300	349,800	390,900						300,300	348,400	387,700						
98			300,600	350,200							300,600	348,800	388,200						
99			301,000	350,600							301,000	349,200	388,600						
100			301,400	351,000							301,400	349,500	389,000						
101			301,600	351,500							301,600	349,800	389,300						
102			301,900	351,900							301,900	350,200	389,800						
103			302,200	352,300							302,200	350,600	390,200						
104			302,500	352,700							302,500	351,000	390,600						
105			302,700	353,200							302,700	351,500	390,900						
106			303,000	353,600							303,000	351,900							
107			303,300	353,900							303,300	352,300							
108			303,600	354,200							303,600	352,700							
109			303,800	354,700							303,800	353,200							
110			304,200								304,200	353,600							
111			304,600								304,600	353,900							
112			304,900								304,900	354,200							
113			305,100								305,100	354,700							

改正案										現行									
114			305,300							114			305,300						
115			305,600							115			305,600						
116			306,000							116			306,000						
117			306,200							117			306,200						
118			306,400							118			306,400						
119			306,700							119			306,700						
120			307,000							120			307,000						
121			307,400							121			307,400						
122			307,600							122			307,600						
123			307,900							123			307,900						
124			308,200							124			308,200						
125			308,500							125			308,500						
定年前再任 用短時間勤 務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600			定年前再任 用短時間勤 務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600		
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の要旨	
目 的	パートタイム会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が 37 時間 30 分（7 時間 30 分/日）以上の者に対して、住居手当を支給できるようにするもの。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>第 2 条 パートタイム会計年度任用職員の給与に住居手当を追加する。</p> <p>第25条の2 住居手当の支給について、その対象となる者を給与条例に準拠する旨を規定する。</p> <p>第 28 条 時間外勤務手当等の算出方法について明記する。</p> <p>2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日</p>

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、住居手当及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の住居手当)</u></p> <p><u>第25条の2 給与条例第8条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員のうち、任期が6月以上でかつ週の勤務時間が37時間30分以上の者について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額 <u>この場合に</u> <u>において「第20条第1項の規定により計算して得た額」とあるのは「次に掲</u> <u>げるものの合算額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>エ 第20条に規定する報酬の月額</p> <p>イ 住居手当の月額（第25条の2において準用する、給与条例第8条の2 第1項第1号に規定する職員に支給する住居手当を除く。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当 <u>をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額 _____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）によって、基準府令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、基準府令に準じた改正を行う。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>栄養士法の改正によって、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けたものでなければ受験することができなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要とされた。</p> <p>この改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、内閣府令で定める各種施設基準において「栄養士」の配置等を求めている部分に「管理栄養士」を追加する改正が行われることに伴い、当該基準を定める条例についても改正が必要となるもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>

土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養の観点からの指導</u>が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>による<u>必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養の観点からの指導</u>が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による<u>必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

目 的

国の方針等に基づく令和12年度の保険料水準の統一までの段階的な保険税率等の見直しによる改正及び令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）において、課税賦課限度額及び軽減判定基準がそれぞれ変更されたことに伴い、令和7年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布、同年4月1日に施行されることから、条例を改正するもの。

概 要

1 主な改正内容

(1) 税率等

区分		現行	改正案	差
医療分	所得割	4.52%	5.25%	0.73%
	均等割	30,000円	29,800円	▲200円
	平等割	26,000円	26,500円	500円
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.38%	0.08%
	均等割	11,500円	11,100円	▲400円
	平等割	9,800円	9,700円	▲100円
介護納付金分	所得割	0.82%	1.02%	0.20%
	均等割	13,500円	12,800円	▲700円
	平等割	8,500円	8,300円	▲200円

(2) 賦課限度額

区分	現行	改正案	差額
医療分	65万円	66万円	1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	2万円

(3) 軽減判定基準

区分	現行	改正案
5割軽減	43万円 + <u>29.5万円</u> × 被 保険者数 + 10万円 × (給 与所得者等の数 - 1)	43万円 + 30.5万円 × 被 保険者数 + 10万円 × (給 与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (给与所得者等の数 - 1)	43万円 + 56万円 × 被 保険者数 + 10万円 × (给与所得者等の数 - 1)

2 施行期日

令和7年4月1日

土幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.52</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>

改正案	現 行
<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>26,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,875円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,100円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>	<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>26,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,500円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,500円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>

改正案	現 行
<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,275円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.82</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき³⁰5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき²⁹5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p>

改正案	現行
<p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人</p>	<p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人</p>

改正案	現 行
<p>について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)は、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,470円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,450円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,920円</u></p>	<p>について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)は、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,500円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,000円</u></p>

改正案	現 行
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,665円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,775円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,440円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,550円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,725円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,750円</u></p> <p>3 (略)</p>

(議案第19号 説明資料)

建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	現在の資格審査会及び指名委員会の構成メンバーの内、町長が資格審査会及び指名委員会のいずれの会も委員、委員長を務めているところであるが、町長は、自治体を総括し代表する権限を有し、事務を誠実に管理及び執行し、職員を指揮監督する義務を負う立場にあることから、入札参加者の指名において、発注者の恣意的判断や不正な行為につながるよう、公正性・透明性をより一層確保することを目的に組織体制を改めるため、条例を改正するもの。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>現在の構成を改め、町長は含めず、新たに総務課長を含め、委員長を副町長、職務代理を総務課長とする改正。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>

建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例（平成12年条例第9号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(委員)</p> <p>第2条 審査会等の委員は町長が別に委嘱する町内に居住する住民代表2名のほか、<u>副町長、総務課長及び会計管理者</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 委員長は<u>副町長</u>とし、審査会等を代表し会務を総理する。</p> <p>2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、<u>総務課長</u>が職務を代理する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 審査会等の委員は町長が別に委嘱する町内に居住する住民代表2名のほか、<u>町長、副町長、会計管理者</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 委員長は<u>町長</u>とし、審査会等を代表し会務を総理する。</p> <p>2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、<u>副町長</u>が職務を代理する。</p>

士幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正が行われたことから、条例を改正するもの。
概 要	1 主な改正内容 (1) 布設工事監督者の資格要件改正に伴う第 38 条の全部改正 (2) 水道技術管理者の資格要件改正に伴う第 39 条の全部改正 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

土幌町簡易水道事業給水管理条例

改正案

(布設工事監督者の資格)

第38条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を

現行

(布設工事監督者の資格)

第38条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を終了した後、第1号の卒業者にあつては6箇月以上、第2号の卒業者にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目

改正案	現行
<p>修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第39条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法に</p>	<p>又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第39条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに</p>

改正案	現 行
<p>よる専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の学科目については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

改正案	現 行
<p>規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	

士幌町国民健康保険病院事業会計決算見込の状況

1. 決算見込患者数

(単位：人)

区 分		5年度 (A)	6年度 (B)	前年度対比	
				増減 (B-A)	比率 (B/A)
年間取扱 延患者数	入院	9,399	11,911	2,512	126.7%
	外来	17,663	15,597	△ 2,066	88.3%

2. 決算見込額

(単位：千円)

区 分		5年度 (A)	6年度 (B)	前年度対比	
				増減 (B-A)	主な増減事由
病院事業収益		398,621	405,836	7,215	
医業収益		371,590	382,209	10,619	
うち					
入院収益		170,036	202,394	32,358	
外来収益		149,252	145,895	△ 3,357	
その他		52,302	33,920	△ 18,382	带状疱疹ワクチン接種料の減 新型コロナウイルスワクチン事業受託料の減
医業外収益		27,031	23,627	△ 3,404	
病院事業費用		904,975	903,451	△ 1,524	
医業費用		867,355	870,840	3,485	
うち					
給与費		554,440	554,499	59	
材料費		69,026	80,335	11,309	薬品費の増
経費		155,680	142,339	△ 13,341	
医業外費用		37,620	32,611	△ 5,009	支払消費税額の減
特別損失		0	0	0	
予備費		0	0	0	
収支不足額		△ 506,354	△ 497,615	△ 8,739	
他会計負担金		420,000	420,000	0	
当年度純損失額		△ 86,354	△ 77,615	△ 8,739	

契 約 一 覧 表

(令和6年11月18日～令和7年1月10日)

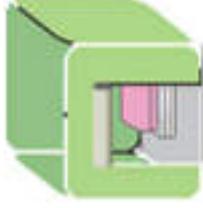
種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込)	
					着 手	完 成		落	率
土～45	遊水公園人道橋撤去工事	字士幌	士幌町字士幌西1線162番地 (株) 土幌建設 代表取締役 乙供 邦彦	R6.11.25 1,892,000	R6年 11月 26日	R7年 3月 10日	(株) 平田建設 北斗産業(株) (株) 佐藤土建 土舗建設(株) (株) 土幌建設 5社	¥1,980,000 事前公表 95.56%	
土～46	朝陽公園転落防止柵設置工事	字士幌	士幌町字士幌西1線162番地 (株) 土幌建設 代表取締役 乙供 邦彦	R6.11.25 2,717,000	R6年 11月 26日	R7年 3月 10日	(株) 平田建設 北斗産業(株) (株) 佐藤土建 土舗建設(株) (株) 土幌建設 5社	¥2,838,000 事前公表 95.74%	
建～17-1	道の駅「しほろ温泉ブラザ緑風」施設 再整備工事(建築主体)その3	字下居辺西2線134番地	士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業(株) 代表取締役 瓦井 弘己	R7.1.10 16,940,000	R7年 1月 14日	R7年 3月 10日	北斗産業(株)	¥17,039,000 99.42%	
建～17-2	道の駅「しほろ温泉ブラザ緑風」施設 再整備工事(電気設備)その3	字下居辺西2線134番地	士幌町字士幌西1線168番地50 加藤電気工業(株) 代表取締役 加藤 邦彦	R7.1.10 24,376,000	R7年 1月 14日	R7年 3月 10日	加藤電気工業(株)	¥24,629,000 98.97%	

『士幌町地域防災緊急整備事業』

国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金【地方防災緊急整備型】」を活用し、防災資機材の充実を図るとともに、トラック・フォークリフト等を整備し、迅速に防災資機材を避難所に運搬する体制を整備するもの。

【概要】

◇整備内容：○防災資機材運搬用トラック

○電気自動車	1台	4,934千円	
○充電設備設置工事	1台	3,117千円	
○フォークリフト	1台	900千円	
○備蓄用コンテナ (物置)	1台	6,000千円	
○テナント式パーテーション	350セット	11,200千円	
○簡易ベッド	125台	3,125千円	
○災害用トイレセット	50セット	12,200千円	
○マンホールトイレ用設備	5セット	2,000千円	
○発電機	26台	5,200千円	
○ジェットヒーター	5台	1,050千円	
○電気自動車外部給電器	4台	4,807千円	
○屋外用テント	3台	1,157千円	
			事業費合計
			<u>56,490千円</u>

◇財 源：新しい地方経済・生活環境創生交付金【地方防災緊急整備型】(補助率1/2) 28,260千円(予定)

補助残分の地方負担(町負担)額には、

- ・車両等導入に係る適債経費は、補正予算債(※)(充当率100%、交付税措置50%)を活用
- ・適債経費以外は、特別交付税(経費の80%)により措置

(※)補正予算債は、令和6年度に地方公共団体に予算化され、国の交付決定を受けたものに限る。